

規 則

柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十七号

柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則

柔道整復師法施行細則（平成五年埼玉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

様式第二号から様式第四号までの規定中「㊦㊧」を「㊦㊨」に改め、「㊩」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。